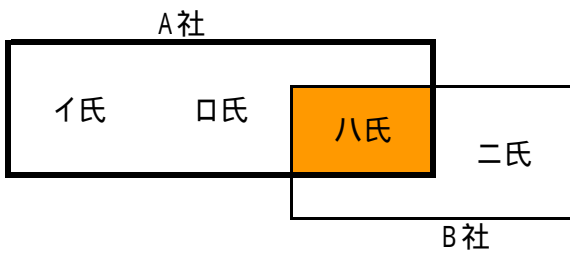


【役員重複のケース】

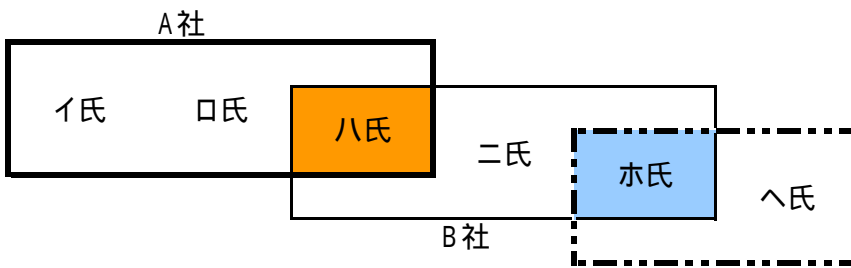
ケース (A社の役員八氏がB社の役員も兼任している場合)



区分	役員
A社	イ氏
	ロ氏
	ハ氏
B社	ハ氏
	ニ氏

結果 A社とB社を系列会社として取り扱う

ケース (A社とB社で役員兼任、B社とC社で役員兼任している場合)



区分	役員
A社	イ氏
	ロ氏
	ハ氏
B社	ハ氏
	ニ氏
	ホ氏
C社	ホ氏
	ヘ氏

結果 A社、B社、C社を系列会社として取り扱う

役員 の 定義

代表取締役 : 会社の代表権を有する取締役

取締役 : 社外取締役を含む

管財人 : 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された者

申請者における役職及び兼任先における役職の両方が上記に該当する場合のみ制限の対象となります。制限の対象となる役員のみ「系列会社についての調書」に記載してください。

「取締役」には、社外取締役も含まれます。

「監査役」は、今回役員に該当しません。